

# 日本民主青年同盟の規約

## 第一条（名称、基本的性格）

組織の名称は、日本民主青年同盟（略称「民青」「民青同盟」）とする。

民青は、青年の切実な要求にこたえ、生活の向上、平和、独立、民主主義、社会進歩をめざす自主的な青年組織である。

科学的社会主義と日本共産党綱領を学び、自然や社会、文化について広く学んで人間性をはぐくみ、社会の担い手として成長することをめざす。

日本共産党を相談相手に、援助を受けて活動する。

## 第二条（組織原則）

民青は、次の諸点を組織の原則とする。

- ①決定を行う際には、民主的な議論をつくり、最終的には多数決で決める。
- ②決定した方針は、みんなで実行するように努め、その活動を通してみんなが成長することを大切にする。
- ③中央、都道府県、地区、班にいたるすべての役員は、選挙によって選ぶ。
- ④意見の違いによって組織的な排除を行わない。

## 第三条（同盟員）

1、十五歳以上の日本の青年で、「目的」と「規約」を認める人は、誰でも民青に加盟することができる。同盟員は、原則として三十歳までに、社会の新たな分野で活動するために卒業する。ただし、同盟組織が必要とする場合は、民青にとどまることをさまたげない。

2、同盟員は、所属する組織の会議に出席し、機関紙を読み、同盟費を納める。同盟員は会議で自由に発言し、方針や活動について提案できる。同盟員は、科学的社会主義と日本共産党綱領をはじめ、自然と社会の全体像を豊かに学び、社会の担い手として成長することをめざす。青年と結びつきをつよめ、ともに要求実現にとりくむ。普段の生活で、まわりの青年から信頼されるように心がける。同盟員は、民青を脱退することができる。

3、加盟を希望する人は、申込書を提出する。班で加盟を決定し、都道府県委員会または地区委員会に報告する。都道府県委員会、地区委員会も加盟を決定できる。いちじるしく反社会的で、民青への信頼を損なう人は、加盟することができない。同盟員の卒業は、本人の申し出を受けて所属する組織で確認し、都道府県委員会または地区委員会に報告する。同盟員の脱退は、本人の申し出を受けて所属する組織で確認し、

都道府県委員会または地区委員会に報告する。

4、同盟員が、地域、職場、学園などを移り、所属組織を変更する場合、すみやかに転籍手続きを行う。

#### 第四条（組織と運営）

1、民青の組織は、地域・職場・学園などにつくる班を基礎に、基本的には、班——地区——都道府県——中央、という形で組織される。

2、各組織は、機関で決定を行い、その実行の先頭に立つ役員を選挙によって選ぶ。各組織の機関とは、班総会——地区代表者会議——都道府県代表者会議——全国大会である。各機関で選ばれた役員で、班長または班委員会——地区委員会——都道府県委員会——中央委員会をつくり、次の機関会議までの活動に責任を負い、必要な決定を行う。

3、機関が決定を行うときは、上級機関の決定をふまえるとともに、同盟員と同盟組織の意見や活動をよく聞き、生かすように努める。各機関の決定は参加代議員の過半数の賛成によって行う。

4、民青の内部の問題については、民青内で解決する。

#### 第五条（班）

1、班は、三人以上の同盟員がいる地域・職場・学園などにつくる。班を結成・再編する場合は、班総会を開き、都道府県委員会または地区委員会の承認を受ける。

2、班は、週一回を基本に班会を開き、班活動プランをつくって活動する。それぞれの地域・職場・学園で青年の要求実現のために力を合わせ、科学的社会主義と日本共産党綱領を学習し、多彩な関心にこたえて学ぶ。青年との結びつきをひろげ、同盟員をふやし、機関紙活動を行う。どの活動でも、同盟員一人ひとりを大切にし、みんなで役割を分担して助け合い、あたたかい人間的連帯と成長をはぐくむ。

3、班総会は、一年に一回以上開き、次の班総会を見越した班活動プランを決め、班長または班委員を選挙によって選ぶ。班総会は、班長または班委員会が招集し、班員の過半数の出席によって成立する。

#### 第六条（地区）

1、地区組織は、複数の班がある地域・職場・学園につくることができる。地区組織を結成・再編する場合は、都道府県委員会の承認を受ける。地区組織を結成するための地区代表者会議は、都道府県委員会が招集する。

2、地区代表者会議は、一年に一回開き、地区組織の活動方針を決め、地区委員を選挙によって選ぶ。ただし、地区委員会の決定で延期することができる。会議の招集

は地区委員会が行う。地区代表者会議は、班の代表者と地区委員を代議員とし、代議員の過半数の出席によって成立する。班の代表者は、班長のほかに、地区委員会が決めた選出方法と選出比率にもとづいて選出する。地区代表者会議には、地区委員会が指名した議決権を持たない評議員が参加できる。

3、地区委員会は、それぞれの地域・職場・学園で青年の要求実現のために力を合わせ、学習と交流をすすめ、班と同盟員の連帯をきずき、班活動を援助する。地区委員会は、委員長を選出する。副委員長、常任委員を選出することができる。地区委員会は、月一回を基本に開き、委員の過半数の出席によって成立する。

4、やむを得ない理由で任務を続けられない地区委員は、本人の同意を得て、地区委員会の三分の二以上の多数決で解任することができる。

## 第七条（都道府県）

1、都道府県組織は、都道府県ごとに置く。

2、都道府県代表者会議は、一年に一回開き、都道府県組織の活動方針を決め、都道府県委員を選挙によって選ぶ。ただし、都道府県委員会の決定で延期することができる。全国大会が開かれる時は、その代議員を選出する。会議の招集は都道府県委員会が行う。都道府県代表者会議は、班の代表者と地区委員会の代表者、都道府県委員を代議員とし、代議員の過半数の出席によって成立する。班の代表者は、班長のほかに、都道府県委員会が決めた選出方法と選出比率にもとづいて選出する。都道府県代表者会議には、都道府県委員会が指名した議決権を持たない評議員が参加できる。

3、都道府県委員会は、それぞれの都道府県で民青を代表して活動し、地区委員会や班の活動を援助する。都道府県委員会は、委員長を選出する。副委員長、常任委員を選出することができる。都道府県委員会は、月1回を基本に開き、委員の過半数の出席によって成立する。

4、やむを得ない理由で任務を続けられない都道府県委員は、本人の同意を得て、都道府県委員会の三分の二以上の多数決で解任することができる。

## 第八条（中央）

1、全国大会は民青の最高機関であり、一年に一回開く。ただし、中央委員会の決定で延期することができる。大会は、全国的な活動方針を決め、中央委員を選挙によって選ぶ。また、「目的」と「規約」を改定することができる。大会の招集は、中央委員会が行う。三分の一以上の同盟員、またはそれを代表する組織の要求がある場合には、すみやかに大会を開く。大会は、都道府県代表者会議で選ばれた同盟員が代議員となり、代議員の過半数の出席によって成立する。各都道府県の代議員数は、各都道府県に所属する同盟員数に応じて、中央委員会が決める。大会には、中央委員会が指

名した議決権を持たない評議員が参加できる。

2、中央委員会は、民青を代表して活動し、国際的・全国的問題への対応、中央機関紙の発行、財政活動を行う。委員長と中央常任委員を選出する。副委員長を選出することができる。規律委員、監査委員を任命する。中央委員会は、一年に二回以上開き、委員の過半数の出席によって成立する。

3、中央常任委員会は、中央委員会の職務を日常的に行う。

4、規律委員会は、規律違反について調査し、審査する。処分についての同盟員の訴えを審査する。

5、監査委員会は、中央委員会の会計、事業、財産を監査する。

6、やむを得ない理由で任務を続けられない中央委員は、本人の同意を得て、中央委員会の三分の二以上の多数決で解任することができる。

## 第九条（財政）

民青の経費は、同盟費、事業収入、個人からの寄付などでまかなう。同盟費は月別に納め、その額や各委員会への配分は、中央委員会が決める。

同盟員の失業、病気、生活困窮などの理由で、同盟費を減額、または免除することができる。

## 第十条（除籍）

規約に照らして同盟員としての資格を明白に失った同盟員は、除籍することができる。除籍は慎重に行う。

## 第十一条（規律）

規約に反して、民青と青年にいちじるしい不利益をもたらした同盟員は、規律違反として処分（警告、役員からの罷免、活動制限、除名）される。処分は慎重に行う。規律違反について調査審議中の同盟員に対しては、民青の活動を、六カ月上限として制限することができる。

中央委員・都道府県委員・地区委員の役員からの罷免、活動制限、除名は、所属する委員会の三分の二以上の多数決で決定する。中央委員会と都道府県委員会に報告し、選出された機関で承認を受ける。

## 第十二条（付則）

規約に定められていない問題への対応は、中央委員会が規約の精神にもとづいて行う。この規約は、2011年11月20日から発効する。